

社会福祉法人ラポール会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ラポール会（以下「当法人」という）定款第九条および第二三条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（現に当法人職員と役員を兼任の者）については、報酬、賞与及び退職手当は支給しない。ただし、理事長職にある者の退職手当は別表第2に準ずる。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任したものに支給するものとし、死亡により退任したものについては、その遺族に支払うものとする。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 退職手当については、別表第2に定める算式により算出される額
- (3) 役員等が職務の為出張をしたときは、旅費規定（部長以上区分とする）に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、第2条の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、当該会議に出席した都度、支給する。
- (2) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後、理事会の承認後1ヶ月以内に支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からも申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(端数の処理)

第6条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 7 条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 8 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 9 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成 29 年 6 月 18 日より施行する。

別表1 (役員等の報酬)

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	10,000 円

※上記は所得税引き後の金額とする。

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	10,000 円

※上記は所得税引き後の金額とする。

(3) 監事

	日額
監事監査等への出席	10,000 円

※上記は所得税引き後の金額とする。

別表2 (役員等の退職金算定式)

次の計算式により算定された額とする。

$$\text{最終職員給与月額} \times \text{在任年数} \times 5$$

※ただし、算出額に万円未満の端数がある場合は万円単位に切り上げる。

(在任期間)

役員在任年数は1ヶ年を単位とし、端数は月割りとする。ただし、1ヶ月未満は1ヶ月に切り上げる。本規定制定以前より理事長職にある者はその期間も通算する。